

令和 8 年度高知県働き方改革普及促進事業（属人化解消）委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和 8 年度高知県働き方改革普及促進事業（属人化解消）委託業務

(2) 事業の目的

本県では、県政の最重要課題である人口減少に歯止めをかけるため、すべての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現を目指し、男女が家事・育児を分担して行う「共働き・共育て」を推進しています。

こうした取組の一環として、男性育休等の休暇を取得しやすい環境整備を進めるため、令和 7 年度から、業務の属人化解消に向けたモデル事例の創出や、高知県登録働き方改革コンサルタントによる支援体制の構築に取り組んでいます。

しかし、同年度に県が実施した「高知県労働環境等実態調査」においては、男性育休取得を促進するうえでの課題として「代替職員の確保が困難」(69.5%)との回答が最も多く、前年より 4 ポイント増加するなど、人手不足に歯止めがかかっていない状況が明らかとなりました。

このため、本事業では、業務の属人化を解消し、従業員が柔軟に複数の業務を遂行できる体制（多能工化）の構築を支援することで、企業における仕事と育児の両立支援体制の強化及び生産性向上を図り、その結果として男性育休の取得促進につなげることを目的としています。

(3) 事業内容

別紙「令和 8 年度高知県働き方改革普及促進事業（属人化解消）委託業務仕様書」のとおりとします。

なお、受託者の提案により、受託者と高知県（以下、「県」という。）との契約前協議において、本事業の業務内容を変更する場合があります。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 見積限度額

6,768 千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和 8 年度高知県働き方改革普及促進事業（属人化解消）委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補

者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

ただし、当該事業に係る令和8年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合には、本件手続きについて停止等を行うことがあります。

5 資格要件

参加者の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 過去2年間に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体等から、働き方改革関連業務、ワークライフバランス関連業務を受託した実績、又はこれと同等の実績（以下「類似事業実績」という。）を複数有していること。
- (6) 県が推進する施策への取組（「7 参加申込及び資格要件の確認」を参照）を1つ以上実施していること。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 質疑と回答

質疑は令和8年3月17日（火）12時までに別紙様式第1号により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は、令和8年3月19日（木）までに高知県商工労働部雇用労働政策課のホームページに掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

(1) 提出書類

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式第2号）に資格要件の確認書類を添えて申込みを受け付けます。申込みに当たって提出され

る書類を次表に示します。

番号	提出書類の名称	様式	規格	提出部数
1	参加申込書	様式第2号	A4縦	1部
2	法人（団体）概要	任意	A4縦	1部
3	類似事業実績一覧	様式第3号	A4縦	1部
4	県が推進する施策への取組に関する証拠書類	—	A4縦	1部
5	都道府県税の納税証明書（※1）（※2）	—	—	1部
6	消費税及び地方消費税の納税証明書（※1）（※2）	—	—	1部

※1 競争入札参加資格者として登録を受けている場合は、納税証明書の提出を省略可能

※2 県外の法人の場合は、本社所在地で発行された証明書

<参考：（番号4）県が推進する施策への取組と取組に関する証拠書類>

取組	証拠書類
高知県ワークライフバランス推進企業	「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」の写し
こうち男性育休推進企業	特設サイト「高知のイマドキ夫婦はブタン夫婦」の「こうち男性育休推進企業」紹介ページに掲載されている自社の情報をプリントアウトしたもの https://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/company/
くるみん、えるぼし等	「基準適合一般事業主認定通知書」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」の写し
障害者雇用	
① 法定雇用率制度の適用がある場合	直近の障害者雇用状況報告書の写し （公共職業安定所の受付印のあるもの）
② 法定雇用率制度の適用がない場合	障害者雇用誓約書 （様式に特に定めはありませんが、高知県土木部が建設工事競争入札参加資格申請時の様式として定めている「障害者を雇用している旨の誓約書」等を参考にしてください。高知県土木政策課の公開ホームページに掲載されています。）
こうちSDGs推進企業	「こうちSDGs推進企業登録証」の写し
パートナーシップ構築宣言登録企業	「パートナーシップ構築宣言」の写し （国の「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」に掲載したもの）
ISO14001	「環境マネジメントシステム登録証」の写し

(2) 提出期限等

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和 8 年 3 月 26 日（木）12 時（必着）

③ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20 高知県庁本庁舎 5 階

高知県商工労働部雇用労働政策課（担当：島田、奈路）

TEL 088-823-9764

（受付時間：平日 8 時 30 分から 12 時まで、13 時から 17 時まで）

(3) 資格要件の確認

高知県雇用労働政策課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和 8 年 3 月 30 日（月）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件を満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たなかった者に対しては、満たなかった旨及びその理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たなかったことについての説明を求められます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

8 企画提案書等の作成

別途定める「令和 8 年度高知県働き方改革普及促進事業（属人化解消）委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおりとします。

9 審査

別途定める「令和 8 年度高知県働き方改革普及促進事業（属人化解消）委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりとします。

10 審査結果

審査結果は、令和 8 年 4 月 27 日（月）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

11 日程

令和8年3月17日(火) 12時	質疑書の提出期限
令和8年3月19日(木) まで	質疑の回答
令和8年3月26日(木) 12時 (必着)	参加申込書の提出期日
令和8年3月30日(月) まで	参加資格決定通知
令和8年4月9日(木) 12時	企画提案書の提出期日
令和8年4月21日(火) 10時～12時半頃	審査委員会 (プレゼンテーション)
令和8年4月27日(月) まで	審査結果の通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写 (県庁内及び審査委員会での使用に限ります。) します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式第4号により提出してください。

開示・非開示の判断は様式第4号に基づき行うものではなく、様式第4号を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 問合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県商工労働部雇用労働政策課 (担当: 島田、奈路)

TEL 088-823-9764 FAX 088-823-9277

E-mail 151301@ken.pref.kochi.lg.jp

(受付時間: 平日8時30分から12時まで、13時から17時まで)

14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

15 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。